

70歳未満の方の自己負担限度額

受診時にマイナンバーカードをお持ちいただき、受付に設置されている顔認証付きカードリーダーで限度額情報提供に同意いただくか、または窓口で限度額情報取得に口頭で同意いただければ、1ヶ月(1日から末日まで)にかかる医療費の自己負担が一定の金額で計算されるようになります。

加入されている保険者へ事前に「限度額適用認定証」の取得申請を行っていただく必要はありません。

限度額適用による月の自己負担金は各医療機関ごと、また同一医療機関でも入院・外来ごと、医科・歯科ごととなります。

(例) 同月に亀田クリニックと亀田総合病院の外来を受診された際は、それぞれ自己負担金額をお支払いいただきます。

ご不明な点等ございましたら各窓口へお問い合わせください。

2026年8月より

被保険者の所得区分		月単位の上限額	年間上限額 ^{※2}
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 140,100円】	168万円
イ	標準報酬月額 53～79万円	179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 93,000円】	111万円
ウ	標準報酬月額 28～50万円	85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 44,400円】	53万円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円 【多数回該当 ^{※1} 44,400円】	53万円
オ	低所得者	36,900円 【多数回該当 ^{※1} 24,600円】	29万円

※1：診療を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヶ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2：年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12ヶ月間の合計を対象とします。

●入院時食事療養費標準負担額(1食当たり) 2026年6月より

一般世帯(住民税課税世帯)	550円	
指定難病又は小児慢性特定疾患	330円	
住民税非課税	90日以内	270円
	90日超え	220円



70歳以上の方の自己負担限度額

受診時にマイナンバーカードをお持ちいただき、受付に設置されている顔認証付きカードリーダーで限度額情報提供に同意いただくか、または窓口で限度額情報取得に口頭で同意いただければ、1ヶ月(1日から末日まで)にかかる医療費の自己負担が下記該当の負担金で計算されるようになります。

2026年8月より

被保険者の所得区分		負担割合	月単位の上限額		年間 上限額 ^{※2}	食費負担 (1食)
現役並み所得者	標準報酬月額 83万円以上	3割	270,300円 + (医療費 - 901,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 140,100円】		168万円	550円
	標準報酬月額 53～79万円		179,100円 + (医療費 - 597,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 93,000円】		111万円	550円
	標準報酬月額 28～50万円		85,800円 + (医療費 - 286,000円) × 1% 【多数回該当 ^{※1} 44,400円】		53万円	550円
			外来(個人)	入院(世帯)		
一般	標準報酬月額 26万円以下	2割 (70～74歳) 1割 (75歳以上)	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 【多数回該当 ^{※1} 44,400円】	53万円	550円
低所得者Ⅱ			11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 【多数回該当 ^{※1} 24,600円】	29万円	(90日内) 270円 (90日超) 220円
低所得者Ⅰ			8,000円	15,700円	18万円	130円

※1：診療を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヶ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2：年間上限額は毎年8月から翌年7月までの12ヶ月間の合計を対象とします。